答 弁 第 四 五 号昭和五十六年七月三日受領

(質問の

四五

内閣衆質九四第四五号

昭和五十六年七月三日

衆

議 院

議

長

福

田

殿

内閣総理大臣 鈴 木 善 幸

衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法・ 同盟・安保」 に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

## 衆 議 院 議員稲芸 葉 誠 君 提 出 憲法 同盟 安保」 に関する質問に対する答弁

一について

1 同 盟. 条約とい う言葉に ついては、 義的な定義が存在するわけではなく、 日米安保条約が

同 盟 条 約 とい える か 否か は 同 盟 条 約 0 定 義に ŧ ょ る。 日 米 安保 条 約 は、 日 米 両 玉 は、 日 本 玉

 $\mathcal{O}$ 施 政 0 下 に あ る 領 域 に お け る、 7 ず れ か \_ 方に · 対 す る 武 力 攻 撃 が 発 生し た場 合 に、 共 通  $\mathcal{O}$ 

危 険 12 対 処 することを定 め て V) る が 同 盟 条 約 と 7 う言 葉 を 双 務 的 な 集 寸 的 自 衛 権  $\mathcal{O}$ 行 使 を

前 提 と た ŧ 0) としてとらえる 0 で あ れ ば 日 米 安 保 条 約 が カン カゝ る 意 味 0) 同 盟 条 約 12 該 当

ないことは明らかである。

2 同 盟 又 は 同 盟 関 係 という言葉は、 玉 際 政 治上、 複数 玉 1家間 の防 衛  $\mathcal{O}$ 分野 に お け る協力

関 係を指す場合もあるが、 このような関係  $\mathcal{O}$ みに限定されず、 より 広く種 Þ 0 共 通  $\mathcal{O}$ 目 的 又

は 利益を有する複数 国 家間 の緊密 な協 力関係という意味で用いられることもある。

## 二について

1 去る五 月八日に . 日 米 両国首 脳間で 行わ れた共同 声明第八項の御指摘の部分は、 日 米安保条

約 が 我 が 国 の安全保障の 基 礎であ り、 また、 極東に お ける国 際 政治 の基本的枠組 みの 重 一要な

柱として 極 東 の 平 和 と安定の維持に当たつてもその基礎となつてい るとの 日 米 両 玉 首 脳 0 信

念を再確認したものである。

2 共 同 声 明 に あ る 日 米 間  $\mathcal{O}$ 役 割 分 担 に つい 7 は、 従来 に 比 し新 L 7 考え方 を表 明 L た ŧ 0 で

は な 1 す な わ ち、 ま ず 極 東  $\mathcal{O}$ 平 . 和 と安 定 0) た め に は、 紛 争  $\mathcal{O}$ 根 源 を 除 去 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 政 治

的 経 済 的 役 割 が 重 一要で あ り、 我 が 玉 は、 米国とともにこの面で今後とも 重 一要な 役 割 を 果 た

していく考えである。

他方、 極東 の平和と安定のための軍事的抑止力に関しては、 我が国は、 直接的に貢献するこ

とはできず、 また、 貢献する考えの ないことは 従来、 から 明 らかに してきているとおりで あ

ま た、 日 本  $\mathcal{O}$ 防 衛 と 0) 関 連 で  $\mathcal{O}$ 役 割 分担に つい て は、 既 に 日 米 防 衛 協 力  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 指 針 に

お 1 て 日米それ ぞれ 0 役 割 分担 **の** 考えが示され ており、 これ に つい て 現 在 日 米  $\mathcal{O}$ 間 で 研 究、

協議が行われていることは御承知のとおりである。

な お、 共 同 声 明 0 内 容に つ ١ ي て、 英文と和文との 間 に意味上  $\overline{\mathcal{O}}$ 相 違 が ないことは いうまで

もない。

三について

日 米 安 保 条 約 第 五. 条 は、 日 米 両 玉 は 日 本 玉  $\mathcal{O}$ 施 政  $\mathcal{O}$ 下 に あ る 領 域 に お け る、 1 ず れ か 方

に 対 す る 武 力攻 擊 が 発 生し た 場 合 に、 共 通  $\mathcal{O}$ 危 険 に 対 処 す ることを 定 め た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る が 我 が

玉 が 自 衛 権  $\mathcal{O}$ 行 使とし ての 実力を行使することのできる地 理的 範 进 に 0 V > て 定 めて **,** \ るも 0 で

はない。

共 同 声 明 第 八 項 は、 同 項 に お 7 て、 憲 法 及 び 基 本 的 な 防 衛 政 策 に 従 つて、」 日 本  $\mathcal{O}$ 領 域 及 び

周 辺 海 • 空 域 に お け る 防 衛 力 を 改 善 することを述べて ١ ي ることか 5 ŧ 明 5 か な کے お り、 憲 法 を

逸脱したり、専守防衛を変更するものではない。

な お 我が 玉 が 自 衛 権  $\mathcal{O}$ 行 使として我 が 玉 を防衛するため必要最 小限 度の実力を行使 するこ

と の できる 地 理 的 範 囲 は、 必 ず l ŧ 我 が 玉  $\mathcal{O}$ 領 土 領 海、 領 空に 限 5 ħ るも のでは ないことに

0 ١ ر て は、 政 (府が) 従 来から一 貫し て 明らかにしているところである。

四について

V ] ガ ン 大 統 領 は、 去 る 五. 月 八 月 鈴 木 総 理 لح  $\mathcal{O}$ 第二 口 首 脳 会 談 終 了 後 0) ス テ ] 1 メ ン 1 に

お 1 て 我 Þ は 経 済、 政 治 軍 事 等 数 多 <  $\mathcal{O}$ 幅 広 1 間 題 に 0 き 意 見  $\mathcal{O}$ 致 を み る に 至 0

た。 又は その点が明らかになつたというべきかもしれない。」 と述べ た。

ガン大統 領 0 右発言 の趣旨 は、 鈴 木総 理との二回にわたる首 脳会談にお 7 て、 両者 が、

玉 際 情勢、 日 米関 係、 玉 際 経 済問題 等に つき、 意見交換を行 つた結果、 幅 広 7 意 見 の <u>-</u> 致をみ

たことを明 5 か に L た ŧ 0) ع 理 解 し てい る。 レ ] ガン 大統領が 「意見の一 致をみるに至つた」、

又は 明ら かになつた」と述べているのは、 右に述べた内容を指しているものと解される。その

内 容は、 具体的には、 首脳会談の成果として公表された共同声明で明らかにされているところ

である。

五について

共 同 声 明 第 + 匹 項 は、 日 米 両 玉 首 脳 が、 核 兵器拡 散 防 止  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 玉 際 的 努 力 0 必 要 性 を 再確

認 原 子 力 平 和 利 用 推 進  $\mathcal{O}$ 般 的 な 重 要 性 に 0 1 て 相 互 に 確 認 L た上 で、 日 米 両 玉 間  $\mathcal{O}$ 懸 案

事 項  $\mathcal{O}$ 早 期 か つ 恒 久 的 な解 決 を 図 るため、 速 æ Þ か に 協 議 を 開 始することで意見の一 致を み た旨

を表したものである。

L たがつて、この共同 声 明第十四項は、 新たに核拡散防止条約を堅持するという条件で原子

力 政 策 に つ **,** \ て 米 玉 が 我 が 玉 に 対 す る 拘 束 を撤 去する 用 意 が あ るとい う 意 思 表 示 を 行 0 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

で は な く ま た、 非 核 三 原 則 を 堅 持 L 原 子 力 平 和 利 用 に 徹 L 7 7 る 我 が 玉 に 0 7 て、 核 武 装 玉

家に ならない とい う 再 確 認 を 米 玉 が 求め たと ζ) うも 0 で は なく、 これ を 我 が 玉 が 約 束 L た کے

うものでもない。

また、 共 同 声 明 第十 匹 項に言及されてい る )再処理 に関する懸案 事 項 は、 現 行 日 米 原子 力 協· 定

と関 連 す る ŧ 0 で あ ý, ک  $\mathcal{O}$ 解 決 12 は 米 玉 政 府 لح  $\mathcal{O}$ 協 議 を必 要とするところ、 この 協 議 0)

早

期

開 始  $\mathcal{O}$ 必要性が、 今 回  $\mathcal{O}$ 共 同 声 明 の中で特に言及されたものである。

右答弁する。